

【水道課からのお知らせ】

《検針票の確認をしていますか？》

水道課では、毎月検針を行い、玄関先などへ検針票をお届けしております。

検針票は、毎月の上下水道の使用量をお知らせするとともに、口座振替の方の領収書にもなっております。検針票を確認することで、敷地内や宅内での異常や漏水を早期に発見できる場合があります。

いつもの月より使用水量が多いとき、少しずつ料金が高くなってきたと感じたときは水道課までご連絡をお願いします。

また、水道管は、壁の中や床下にあるため、漏水があっても気づかない場合が多くありますので、定期的な確認をお願いします。

- お湯を使っていないのに、ボイラーが作動する。
- 夜、水道管や水抜栓付近からシューといった音がる。
- 壁が濡れている。
- 雨も降っていないのに、地面がいつも濡れている

などがあった場合は漏水の可能性あります。



《メーターボックスの上には物を置かないでください》

皆様がお住まいの住宅の軒下付近には、水道メーターを保護するメーターボックスが設置されております。

毎月の検針や万が一の漏水等の復旧作業の際、水道課職員及び町指定給水装置工事事業者の作業の妨げになることから、メーターボックス上には物を置かないようお願いします。

《水道料金のお支払は、便利な口座振替をお勧めします》

口座振替は、一度手続きを済ませますと、毎月引落日（町内の金融機関：26日、ゆうちょ銀行：24日）に自動的に指定された口座から引き落としがされ、納付に向く手間がなく大変便利です。この機会に、口座振替の手続きをしませんか？

口座振替の手続きは、役場窓口のほか、町内の各金融機関またはゆうちょ銀行の窓口で行うことができますので、通帳印と貯金（預金）通帳を持参して手続きをお願いします。

《水道料金等の納期内納付をお願いします》

町の水道事業は、原則独立採算制であり、事業運営を継続的に行うには、皆様から納付いただいた水道料金が最も大きな収入となっています。

水道料金の納付を怠りますと、事業運営に支障をきたすことや他の利用者との負担の公平性を欠くなどの問題が生じますので、水道料金等の納付は、納期内をお願いします。

何らかの事情で、水道料金等の納付が困難になった場合は、迷わず水道課までご相談ください。

※正当な理由がなく水道料金等の滞納が3カ月以上で「給水停止」を行っています。

◆問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130

男女共同参画審議会委員を募集します

町では、男女共同参画を推進するため、平成21年度に「余市町男女共同参画計画」を作成し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

男女共同参画審議会は、町長の諮問に応じ、基本計画に関する事項、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議をする組織で、町民の幅広い意見を聴くために一般公募枠を設け、委員の一部を募集します。

◆応募定数 2人以内 ※応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

◆任期 3年（平成28年10月から）

◆会議 審議会（年1～2回程度、審議会は月～金曜日に開催予定）

◆応募条件 町内に居住する年齢20歳以上の方で男女共同参画の推進に寄与し、知識、経験、関心等のある方。

◆応募方法 別に定める応募申込書（役場総務課もしくは町HPから入手できます。）に必要事項を記入し、郵送または持参により応募することとし、委員に応募する動機・抱負についても記入すること。

◆応募先 〒046-8546

余市町朝日町26番地 余市町役場 総務部総務課 総務グループ

◆募集期間 9月5日（月）から23日（金）まで（郵送の場合は、締切日の消印のあるものに限り有効）

◆報酬 町の規定により支給します。

◆問合せ 総務課 総務グループ ☎21-2111